

一水会ニュース編集委員会規定

第一条 ニュース編集に関する事務を処理するため、本会にニュース編集委員会を置く。

第二条 編集委員会は、委員長および五名以上の委員をもって組織する。
編集委員は、毎年三月の定時総会において選任する。
委員長および委任の任期は、四月一日から一年とする。但し、再任を妨げない。

第三条 編集委員会の委員長は、当該年度の広報を担当する副幹事長がこれにあたるものとする。
委員長は、委員会を代表し、当該年度の幹事長の指示に従い、委員会に関する事務を統理する。

附則

一 この規定は平成十四年三月二十五日より施行する。